

過酸化水素に係る食品健康影響評価に関する審議結果（案）についての意見・情報の募集結果について

1. 実施期間 平成27年12月24日～平成28年1月22日
2. 提出方法 インターネット、ファックス、郵送
3. 提出状況 2通
4. 意見・情報の概要及び委員会の回答

| | 意見・情報の概要* | 食品安全委員会の回答 |
|---|--|---|
| 1 | <p>(p.8). 6. 起源又は発見の経緯等 第2パラグラフの食品中の天然由来過酸化水素含量の例示には、ウーロン茶葉、紅茶、麦茶、コーヒー、インスタントコーヒー粉末、ココア粉末等の高含量食品の例も加えた方が、実態理解をより高められると思われる。</p> <p>(p.9). 7. (1) 我が国における使用状況 7行目 「使用基準が改正された。」を「使用基準が改正され、その食品への使用は事実上禁止された。」としないと次の文章との文脈がつながりにくい。 9行目 「カズノコに対しての使用が」は「カズノコに対しての使用のみが」とし、参照資料として環食化第30号（昭和56年5月22日）を引用すべきである。この通知には、現用されている食品中の過酸化水素の測定法が具体的に特定されており、重要な基礎資料である。</p> <p>(p.9) 米国における使用状況 欧州における使用状況 漂白デンプンの製造だけではなく、各種食用デンプンの最終製造工程で生菌数管理のために過酸化水素はグローバルに汎用されている。</p> | <p>○起源又は発見の経緯等に係るご意見について 本委員会において、ウーロン茶葉、紅茶、麦茶、コーヒー、インスタントコーヒー粉末、ココア粉末の過酸化水素の含有量に関する文献は確認しておりますが、評価書の例示は、第8版食品添加物公定書解説書の記載を参照して記載いたしました。</p> <p>○我が国における使用状況に係るご意見について 第419回食品安全委員会（平成24年2月開催）において、リスク管理機関である厚生労働省から説明のあった資料に基づいて記載いたしました。</p> <p>○米国における使用状況に係るご意見について 本委員会において、米国においてデンプン（starch）にも使用が可能であるとの文献は確認しておりますが、評価書の例示は、第432回食品安全委員会（平成24年5月開催）において、リスク管理機関である厚生労働省から説明のあった資料に基づいて記載いたしました。</p> |

| | | |
|---|--|---|
| 2 | <p>評価書案中に「過酸化水素の安定性及び体内動態のメカニズムを考慮すれば、実際の摂取量は、上述の推定一日摂取量よりも相当低い値であると考えた」とあります (p.6 (2か所)、p.10、p.18、p.19) が、体内動態は摂取量に影響しませんので、読者に誤解を与えかねない表現と考えます。これらは単に「過酸化水素の安定性を考慮すれば、…」とした方が、科学的に正確で分かりやすい表現になるのではないのでしょうか。</p> | <p>本委員会としては、過酸化水素は、経口摂取した後に口腔内で分解されると考えられることから、実際に経口摂取した量よりも、体内に取り込まれる量は相当低い値であると考えました。ご指摘を踏まえ、p.6 (2か所)、p.7 (2か所)、p.18、p.19 (3か所) の記載について、「実際の摂取量」を「実際に体内に取り込まれる量」と修正いたします。</p> <p>なお、p.10 につきましては、他の評価書を引用して記載したことから、修正しておりません。</p> |
|---|--|---|

※頂いた意見・情報をそのまま掲載しています。